

証券識別（銘柄）コードの標準化とその進展（上）

STP 化の推進に当たっては、様々な市場慣行に即した取引や決済方法の標準化を進めるとともに、クロスボーダーの証券取引拡大への対応として、異なる市場間の整合性を確保するためのメッセージやコード体系等の標準化が必要とされている。

このような標準化を求められる課題の一つとして、レファレンスデータ(参照用データ)が挙げられる。米国リサーチ会社である Tower Group の調査によれば、フェイルの 30%はレファレンスデータの未整備に起因しており、正確なデータ確保のために費やされるコストは、米国各社の平均で年間 320 万ドル(約 3.8 億円)にも及ぶという。また、2003 年 1 月に発表された G30 勧告¹でも、レファレンスデータ標準の策定と導入が掲げられている。

レファレンスデータの標準化は、リスクやコストを削減し、証券取引の新たなプロセスを確立するうえで、非常に重要な取組みといえよう。

今回は 2 回に分けて、このようなレファレンスデータの中でも、最も悩ましい問題の一つと考えられる証券識別（銘柄）コードの標準化に焦点を当てる。第 1 回の本レポートは「証券識別（銘柄）コードの標準化とその進展（上）」ということで、証券識別（銘柄）コードを取巻く状況およびその課題について記載した。

証券識別（銘柄）コードの発展経緯

現在、主にクロスボーダーの証券取引に使用されている証券識別（銘柄）コードとして、ISIN や CUSIP、SEDOL、VALOREN などが挙げられる。その概要を[表 1]に示した。

これらは、ISIN を除けば、もともとクロスボーダーの証券取引が一般的になる以前に、各国内で取引される証券を識別するために発行されたコードである。例えば、CUSIP は米国で上場した証券のため、SEDOL は英国内の証券を特定するためのものであった。このような動きは、各国の証券市場の発展とともに波及し、日本における証券コード協議会コードのように、各国個別のコードが付番された。

しかし、その後、クロスボーダー取引の拡大につれ、各国個別のコードでは他の国で利用できないなどの問題が表面化したことから、その解決を目的として国際標準(ISO6166)の ISIN が策定された。1989 年に発表された G30 の最初の勧告や 2000 年の ISSA²の勧告でも、クロスボーダー取引に関しては ISIN を利用すべき、としており、ISIN は証券識別（銘柄）コード標準化の基礎を築いたといえる。

¹ G30 (The Group of 30) は、クロスボーダー取引に焦点を当てた 20 項目の新たな勧告を 2003 年 1 月に公表した。概要については、証券決済制度改革推進センターホームページ(マンスリー・レポート(2003 年 3 月号)を参照のこと。(<http://www.kessaicenter.com/kaigai/monthly.pdf>)

² International Securities Services Association. 国際証券サービス協会。各国の証券管理の実務家からなる民間の非営利団体で、業務効率化に向けた情報交換や勧告の採択を行っている。

【表1】 <クロスボーダー取引における主な証券識別(銘柄)コード>

コード名	概要
ISIN	「International Securities Identification Numbering System」の略。 世界統一の標準的なコード体系を目指して作られた国際標準の証券識別コード。12桁で構成されており、2桁の国名コード、9桁の証券識別用国内コード、および1桁のチェックディジットからなる。各国の付番機関(NNA: National Numbering Agency)が国内コードの付番を行っている。(日本におけるISINの付番は、証券コード協議会が実施)NNAの協会であるANNA (Association of NNA)は、ISINの正確な情報発信のため、2001年にASB (ANNA Service Bureau)を設立した。
CUSIP	「Committee on Uniform Securities Identification Procedures」の略。 米国およびカナダで発行される証券の識別コード。9桁で構成されており、6桁の発行体コード、2桁の証券識別コード、および1桁のチェックディジットからなる。現在は、S&P社が付番を行っている。
SEDOL	「Stock Exchange Daily Official List」の略。 英国を中心としたグローバルな証券識別コード。7桁で構成されており、1桁の発行地域、5桁の証券識別コード、および1桁のチェックディジットからなる。ロンドン証券取引所が付番を行っている。
VALOREN	スイスを中心としたグローバルな証券識別コード。6桁で構成されており、各国ごとのコード枠が設定されている。情報ベンダーであるスイスのテレクルス社が付番を行っている。

実務面での課題

ISIN を利用することで、国や発行体レベルで銘柄を特定することは可能である。しかし、主市場、および上場されている取引所など、より詳細な情報を有していないことから、実務に対応可能なレベルで銘柄を一意に特定しきれないという課題も存在している。

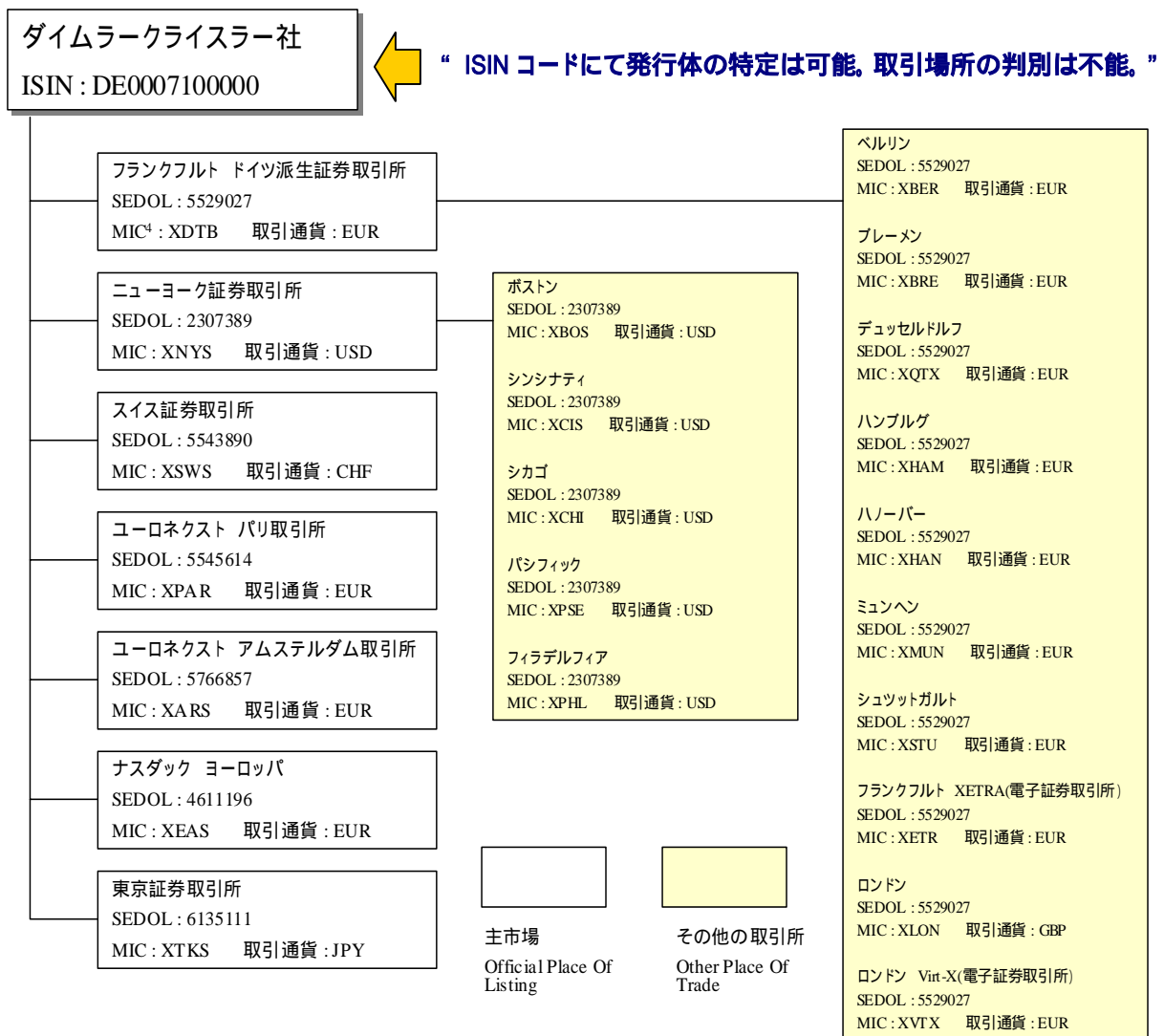
その具体例を示したものが【図1】である。ISIN では、ダイムラークライスラー社という発行体をISIN コード「DE0007100000」で特定することが可能であるが、株式が実際に上場している取引所は多岐に渡り、それぞれをISIN だけで一意に特定することはできない。一方、SEDOL では、その不足を補うべく、各国の主市場レベルで取引所を特定することを可能としているが、各国内の上場取引所までは一意に特定できない(【図1】の「その他の取引所」部分を参照)など、実際には、業界各社が様々な実務面での対応により不足を補っているのが現状であろう。

業界各社では、その業態や部署等によって、コードへの要求レベルに様々な違いが存在する。例えば、国際的な証券決済機関であるユーロクリアではISIN が唯一の証券識別(銘柄)コードとして機能するが、証券の主市場等の指定を必要とするカストディアンではSEDOL などが利用されている。証券会社等のフロント部門では、使い勝手などの観点からティッカー³を利用するケースも多い。また、情報ベンダーが固有の証券識別(銘柄)コードを提供しており、これを社内コードとして使用している金融機関も存在している。

³ Ticker. 正式には「Ticker Symbol」であるが略してティッカーと呼ばれることが多い。株価表示板(Ticker)に表示する際、銘柄を識別するためのもの(Symbol)。主に米国の取引所において利用されている。例えば、マクドナルドのティッカーは「MCD」、IBM は「IBM」であり、比較的、企業をイメージし易いといえる。

その他、各国間の時差により、新規発行された証券のコードがタイムリーに付番されないなど、クロスボーダー取引特有の課題もあり、様々な証券識別(銘柄)コードが存在するものの、現実的には、いずれか一つのコードが業界各社の社内外を通じた標準的なコードとしての地位を確立するには未だ至っていないといえよう。

【図1】 <ダイムラークライスラー社の主市場・取引所ごとの証券識別(銘柄)コード>



(出所) RDUG⁵・REDAC⁶「In Search of Unique Instrument Identifier.」2003年をもとに野村総合研究所作成

本レポートは、日本証券業協会証券決済制度改革推進センターからの委託に基づき、(株)野村総合研究所金融ナレッジ研究部が作成したものである。

⁴ Market Identifier Code. 国際標準(ISO10380)である取引所識別コード。SWIFTが維持管理している。
⁵ Reference Data User Group. 2002年7月に欧州を中心とした業界参加者によって設立された。クロスボーダー取引におけるSTP化促進に向け、レファレンスデータ標準化に取り組んでいる。
⁶ Reference Data Coalition. 2002年12月に北米を中心とした業界参加者によって設立された。RDUGと目的を同一としていることから、統合が検討されている。米国のソフトウェア&情報業協会(SIIA: Software & Information Industry Association)の下部組織。